

児童虐待の早期発見・早期対応のための

# 虐待対応マニュアル



子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

令和2年2月

鳥取県教育委員会

# はじめに

平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、15万9,850件（速報値）に達し、これまで最多の件数となっています。鳥取県でも80件の相談対応件数と報告されており、深刻な社会問題として対応を求められています。

また、平成31年1月には、千葉県野田市において両親からの虐待が原因で小学4年生の児童が亡くなる事案が起きましたが、この事案では関係機関との連携が不足していたことなどについて課題があつたと考えられており、千葉県教育庁が作成している虐待対応マニュアルに基づく対応が十分でなかったことが確認されています。

このような課題がある中、平成31年2月に文部科学省等より「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」が通知されました。また、令和元年6月には児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童の権利擁護として親権者等による体罰の禁止が示されました。

虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」第1条に示されているとおり、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものです。次の世代に引き継がれる恐れもあり、最悪の場合、子どもを死に至らしめる事例も少なくありません。

虐待は、児童生徒に与える影響が大きく、「安心・安全の欲求」が満たされない状態が長く続くことで、自己肯定感が低下し、周囲との良好な人間関係を築くことが難しく、強い攻撃性を持ったり、様々な問題行動につながったりするなどの深刻な状況に陥ることがあると言われています。そのため、学校等は虐待が児童生徒に与える影響を正しく理解し、気になる児童生徒を早期から把握し、心配な状況を抱え込むことなく組織として対応し、必要な関係機関と連携していく必要があります。

このような状況を踏まえ、このたび、児童虐待の基礎的な理解、学校における対応の流れや対応方法、関係機関との連携等についてマニュアルとしてまとめました。また、教職員研修のための方法や事例を示し、学校の校内研修等でも活用していただけるよう工夫しています。

児童生徒一人一人の安心・安全を守る立場から、学校、教育委員会等におかれましては、虐待対応について正しく理解し取り組むため、本マニュアルを充分に活用し、児童虐待の早期発見と適切な対応、機関連携、学校等での研修等をさらに推進してくださるようお願いします。

## ◆児童福祉法第1条◆

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

## ～用語の説明～

本マニュアルでは次の用語を以下の定義で用いています。

児童虐待防止法・・・「児童虐待の防止等に関する法律」の略称

虐待・・・児童虐待防止法第2条の「児童虐待」をさし、保護者がその監護する18歳未満の子どもに対して行う虐待をさす。

子ども・・・18歳に満たない者（児童虐待防止法に基づく）

保護者・・・児童虐待防止法第2条にいう「保護者」であり、親権を行う者の他、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。したがって、子どもの母親や父親だけでなく養父母や内縁関係者も、子どもを現実に監護・保護している場合は含まれる。

# 虐待対応マニュアル 目次

はじめに	1
虐待対応マニュアル 目次	2～3
<児童虐待対応に係るキーワード>	4
<b>第1章 虐待とは（虐待の基本的な理解）</b>	<b>5～19</b>
【1】児童虐待の定義	5
【2】児童虐待の対応に関する法令等	6
1 児童虐待の迅速・的確な対応（平時）	6
2 児童虐待の迅速・的確な対応（発見時）	6
【3】虐待から生じる愛着形成の課題等の影響	7～12
1 発達におけるマズローの欲求 5段階説	7
2 愛着形成の課題・愛着障がいの特徴的な症状	8
3 脳への影響	8
4 児童虐待の子どもへの影響	9～10
5 児童虐待と障がい	10
6 児童虐待と非行	10
7 児童虐待と不登校	11
<児童虐待が子どもの心身へ与える影響>	12
【4】児童虐待の基本的な理解	13～15
1 児童虐待の起こる要因	13
2 児童虐待対応の原則	14
3 保護者との関係における不適切な対応例	15
【5】学校の役割及び校内体制の構築	16～19
1 学校・教職員の役割・責務	16
2 児童虐待対応の校内組織（校内虐待対応会議）の開催	16
3 児童虐待への対応における教職員の主な役割（例）	17
4 市町村等への通告	18
5 教育委員会への連絡	18
6 要保護児童等の定期的な情報提供	18～19
7 児童虐待防止に係る研修の実施	19
<b>第2章 対応の実際（発見～通告まで）</b>	<b>20～30</b>
【1】早期発見の取組	20～22
1 学校及び教職員の早期発見義務と重要性	20
2 身体的虐待と不慮の事故による外傷の特徴	21
3 長期間、面会ができない児童生徒への対応	21
4 スクリーニング会議を活用した早期発見	21
5 児童虐待を疑うための3つの「異変・違和感」	22
【2】初期対応の取組	23～26
1 初期対応のポイント	23～24
2 子どもや保護者から聞き取りをする場合のポイント	25
3 学校における児童虐待の初期対応の流れ	26
【3】通告とは	27～30
1 通告のとらえ方	27～28
2 通告先	28～29
3 通告の仕方・内容	30

<b>第3章 対応の実際（通告後の対応、様々な対応）</b>	<b>3 1 ~ 4 6</b>
【1】通告後の流れ・様々な対応	3 1 ~ 3 4
1 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力 <通告後の流れ>	3 1
2 「一時保護」時の学校の対応	3 2
3 「在宅での支援」時、「一時保護」解除後の対応	3 3 ~ 3 4
4 「施設入所」時の対応	3 4
【2】教育委員会等設置者の役割	3 5 ~ 3 6
1 恒常的な取組	3 5
2 事業への対応	3 5
3 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ	3 6
【3】児童虐待に係る機関連携	3 7 ~ 3 8
1 機関連携が必要な現状	3 7
2 要保護児童対策地域協議会への参画	3 7
3 関係機関の概要と虐待対応に関わる役割	3 8
【4】様々な虐待への特別な対応	3 9 ~ 4 0
1 性的虐待の理解と対応	3 9
2 DV家庭における子どもへの対応	4 0
【5】学校における保護者からの要求への対応	4 1
1 一時保護時における保護者からの問い合わせや要求への対応	4 1
2 威圧的、拒絶的な態度をとる保護者への対応	4 1
3 不満から子どもを学校等に通学（園）させない場合の対応	4 1
4 保護者から通告元情報に関する要求があった場合の対応	4 1
【6】守秘義務と連携における個人情報保護について	4 2 ~ 4 3
1 個人情報保護について適用される法令	4 2
2 個人情報保護条例が定める基本的ルール	4 2
3 学校における虐待に関する個人の記録の提供	4 3
4 児童相談所や市町村（虐待対応担当課）への情報の提供	4 3
5 要保護児童対策地域協議会への情報の提供	4 3
6 虐待に係る通告元に関する情報の取り扱いについて	4 3
【7】児童虐待Q & A	4 4 ~ 4 6
<b>第4章 研修資料・関係資料</b>	<b>4 7 ~ 6 1</b>
【1】教職員研修の資料	4 7 ~ 5 8
1 ケースメソッドによる学習法	4 7 ~ 5 2
2 ロールプレイングによる研修	5 3 ~ 5 8
【2】関係資料	5 9 ~ 6 1
1 児童虐待の早期発見のためのチェックシート	5 9
2 虐待通告シート	6 0
3 関係機関一覧	6 1
もしものために <関係法規等>、<参考資料>	6 2 6 3 ~ 7 7

## <児童虐待対応に係るキーワード>

### スクリーニング会議

様々な視点や資料をもとに、虐待をはじめ気になる児童生徒を早期から組織として把握する会議  
→P.21

### 愛着形成の課題・愛着障がい

親などの特定の養育者との愛着形成がうまくいかないことで現れる困難。虐待やネグレクト等との関連が考えられるケースがある。

→P.7

### スクールソーシャルワーカー

児童生徒が置かれた生活環境等への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などを行う福祉の専門家 →P.17



### スクールカウンセラー

カウンセリング等の教育相談機能を充実させるための心理の専門家 →P.17

### 児童相談所

児童虐待対応の中心的な役割を担う通告受理機関となっており、法律により立入調査、一時保護、施設入所、里親委託の役割が与えられている。→P.38



### 守秘義務と個人情報保護

原則として、本人の同意のない場合の個人情報の収集、目的外利用及び第三者提供が禁止されているが、例外として緊急の必要性がある場合は、本人の同意がなくとも、個人情報の収集、目的外利用・第三者提供等が認められており、通告の義務は守秘義務に優先する。→P.27、42

### 通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、児童相談所に通告しなければならない。→P.27



### ケース会議

様々な情報を収集・共有し、その背景や要因を分析して、アセスメント・プランニングを協議・決定する会議 →P.21

### 要保護児童対策地域協議会（要対協） (市町村)

虐待をはじめとして、保護や特別な支援が必要な児童生徒と判断された場合、この協議会でケース会議を行い、参加関係機関の必要な役割等を話し合う。→P.37

# 第1章 虐待とは（虐待の基本的な理解）

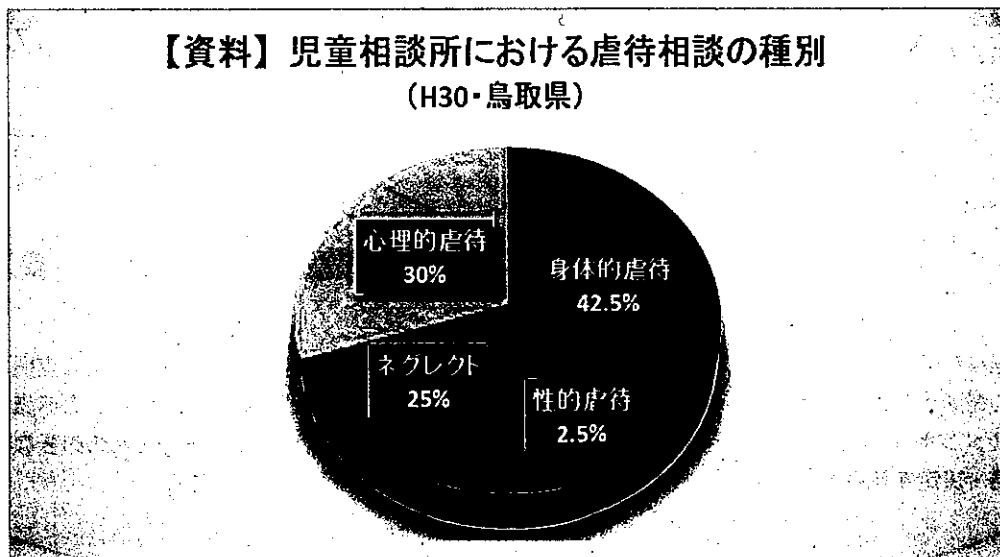
## 【1】児童虐待の定義

### 児童虐待の定義（児童虐待防止法第2条）

身体的虐待	○児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ※外傷：打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々。 ※外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。 ※外傷の有無とは無関係に、暴行の可能性の有無で判断する。
性的虐待	○児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ※子どもへの性交、性的行為。 ※子どもに性器や性交を見せる。 ※子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為。 ※子どもをポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。
ネグレクト	○児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ※例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子どもを遺棄したり置き去りにしたりするなど。
心理的虐待	○児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ※子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的だが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言（いわゆるDV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子どもが目撃することは、当該子どもへの心理的虐待に当たる。

虐待の種類は概ね4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

※参考：文部科学省「児童虐待防止と学校（研修資料）」



## 【2】児童虐待の対応に関する法令等

児童虐待に係っては法令等に基づく対応が必要です。以下に根拠となるものを示します。

### 1 児童虐待の迅速・的確な対応（平時）

#### 児童虐待の早期発見（児童虐待防止法第5条1項）

○学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

#### 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条1項、第5条2項）

#### 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）への参画

○学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）へ参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力に努めなければならない。

○教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。

#### 学校等から児童相談所への情報提供（児童虐待防止法第13条の4）

○児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる。（国立・公立・私立の学校等）

#### 学校等の間の情報共有（H27.7.31付 27文科初第335号）

○幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校的担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。

○個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断する。

### 2 児童虐待の迅速・的確な対応（発見時）

#### 児童虐待の通告（児童虐待防止法第6条1項、第7条）

○児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。

※虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。

※法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されない。

○通告を受けた機関は、通告をした者を特定させる情報を漏らしてはならない。

#### 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）における情報共有

○要保護児童対策地域協議会における情報共有は、「法令に基づく正当行為」「法令等に定めるとき」に該当し、守秘義務違反にならず、個人情報保護条例に違反しない。

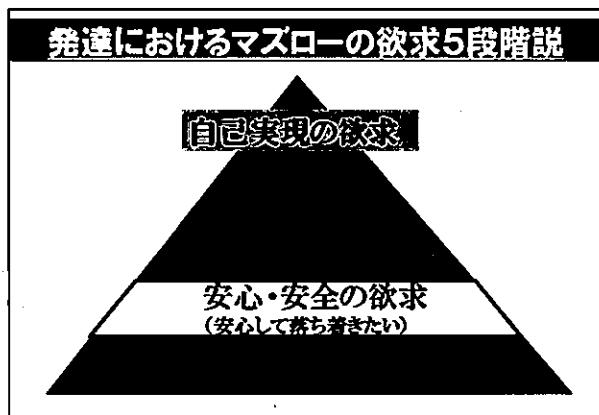
## 【3】虐待から生じる愛着形成の課題等の影響

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響をえます。また、次の世代に引き継がれるおそれがあり、子どもにとって重大な問題であるとともに人権侵害です。家庭の中で、保護者が子どものためを思っての行為であっても、虐待になってしまう場合があり、最悪の場合は死につながる場合もあります。

愛着形成の課題とは、虐待やネグレクト、中には養育者の愛情と子どもの欲しい愛情がかみ合わない状況等から、親などの特定の養育者との愛着形成がうまくいかないことであらわれる課題です。安心感や愛情が満たされない状況がおこり、愛着関係がうまく築けなくなることから様々な症状を示します。

特に教育現場においては、この虐待につながる行為が子どもたちの人格の形成に大きく影響を及ぼし、社会的な生活への困難さにつながるものであることを意識し、適切な対応をとることが必要です。

### 1 発達におけるマズローの欲求5段階説



心理学者のマズローは、「人間は自己実現に向かって絶えず成長する生きものである。」という仮説の下、「人間の欲求は、5段階のピラミッドのように構成されており、低い階層の欲求が満たされると、より高い階層の欲求を欲するようになる。」と説明しました。

「生理的な欲求」(食べたい、眠りたい等の根源的な欲求)からはじまり、「安心・安全の欲求」(安全な環境にいたい、安心な状態を維持したい等の欲求)、

「交流(社会的)の欲求」(どこかに所属しているという満足感を得たいという欲求)、「承認の欲求」(自分が集団から存在価値を認めてもらい尊重されたいという欲求)、「自己実現の欲求」(自分の持つ能力や可能性を最大限に発揮したいという欲求)へと、人間の欲求は、下位の欲求が満たされると、上位の欲求へ上がっていくといふものです。

虐待等の行為が長期的・継続的に行われることは、安心感や愛情が満たされない状況をつくり、子どもたちの人格形成に大きく影響を及ぼします。

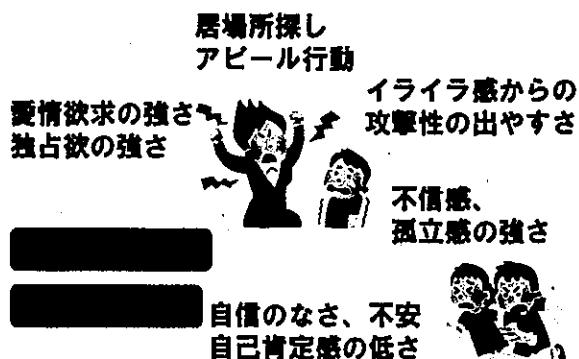
### 虐待の判断に当たつての留意



「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うのではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」(小林美智子、1994)

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き(H25.8)」より)

## 2 愛着形成の課題・愛着障がいの特徴的な症状



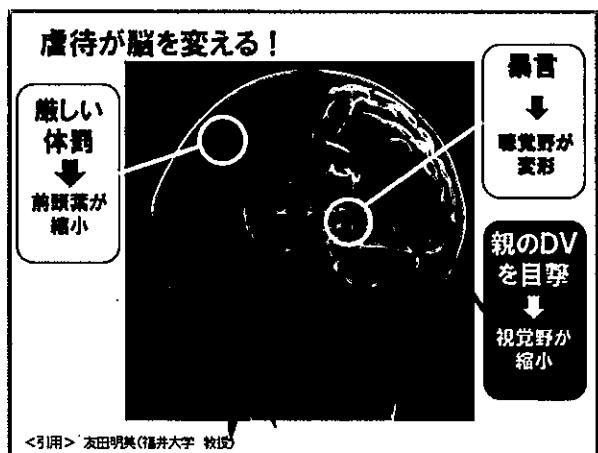
福井大学の友田明美氏の研究で、虐待やネグレクト（育児放棄）などの不適切な養育は、愛着形成の課題・愛着障がいを引き起こすと言われています。

日常的に養育者が子どもに暴言・暴力など厳格体罰を与えることで、不安定な愛着が形成されてしまします。このように不適切な養育が引き起こす愛着形成の課題・愛着障がいは、こころの発達に問題を与え、さまざまな症状を表すことになります。

症状が外向きに出ると、多動で落ち着きがなくなったり、友達とのトラブルが多くなったりして、ケンカが絶えません。また不信感や孤立感の強さから対人関係に支障をきたしてしまいます。

子ども時代の虐待の影響で、精神疾患を発症する人も増えています。うつ病、アルコールや薬物の依存症、P T S D（心的外傷後ストレス障がい）、統合失調症、さまざまな人格障がい等を発症の一因となることがわかっています。

## 3 脳への影響



小さい頃から継続的に虐待を受け続けることで、大量のストレスホルモンが脳の発育を遅らせると指摘されています。

幼児期に虐待ストレスを受け続けると、脳の中にある感情の中核である扁桃体（へんとうたい）が異常に興奮し、副腎皮質にストレスホルモンを出すよう指令を出します。そうするとストレスホルモンが過剰に放出され、脳にダメージを与えることになります。

さらに、感情をつかさどる前頭葉が小さくなってしまって、自分のコントロールができなくなり、乱暴な行動になったり、集中力が低下したりします。

- 暴言・虐待により聴覚野が変形し、聴こえや会話、コミュニケーションがうまくできなくなる。
- 両親間のDV・家庭内暴力を目撃すると視覚野が小さくなり、他人の表情が分かりにくくなり、対人関係がうまくいかなくなる。

脳の形が変わるのは、「外部からのストレスに耐えられるように情報量を減らす」ための脳の防衛反応だと考えられています。

実は、子どものときに虐待ストレスを受け続け、大人になって親になった時、今度はわが子に虐待・ネグレクトを繰り返してしまう世代間連鎖が起きることがあるので、早期の適切な虐待対応を行うことは、この連鎖を断ち切ることにもなるのです。

### 【引用】

NHK「虐待と脳 回復の手だけでは」(視点・論点) 2017年3月6日  
福井大学 友田 明美氏

## 4 児童虐待の子どもへの影響

子どもと接する機会の多い学校・教育委員会等の関係者は、児童生徒の安全を守る立場から虐待の態様や影響について理解しておくことが必要です。また、家庭内における虐待だけでなく、教職員による体罰・暴言も同様の影響を与えることがあることを知っておく必要があります。

### (1) 劣等感や無力感を強く持ってしまう

人は生まれてから数年間で、親から愛され慈しみを受けて育てられることにより、人や社会一般に対して基本的な信頼関係を持つようになります。しかし幼少期に虐待を受け続けたり、繰り返し「お前は悪い子だ、だめな子だ」と言われ続けたりした場合、その影響で劣等感や無力感を持ち、自分に対する評価が低くなってしまいます。

### (2) 良好な人間関係をつくることが困難になる

最も愛されるべき親から愛されていると感じず、逆に虐待を受け続けた結果、人を信用することができず、うまく周囲の人との人間関係をつくっていくことが困難になることが多いと言われています。

また「虐待関係の反復傾向」を生じることがあると言われています。これは、虐待を受けた子どもが虐待した親以外の大人に対しても挑発的態度や反抗的態度をとり、神経を逆なでさせ、自ら「虐待的関係」を引き起こしてしまう傾向をいいます。その理由として、虐待を受けた子どもは虐待的関係以外の大人との関わり方がわからないという事情やそのような行動を繰り返すことによって、虐待というショックを和らげようとしているのではないかと考えられています。

### (3) 強い攻撃性を持つことがある

虐待を受け続けた子どもは、そうでない子どもに比べ、強い攻撃性を持つことがあります。これは心理的に2つの理由があると言われています。

#### ①親との同一化

虐待された子どもは、親からの暴力に対して無力感や絶望感を強く持つようになってしまいます。それを克服するために、他の人を自分を虐待した親と同一化し、暴力をふるうということが考えられます。

#### ②解決方法の学習

親が子どもに対して殴るなどの虐待行為を行うのは、トラブルの解決方法として行っている面があります。虐待を受けた子どもは、トラブルの解決方法として暴力をふるうこと学習してしまい、それを自分も利用するようになってしまうと考えられます。

### (4) 思春期以降に起こる問題行動等

早い段階で適切な治療や支援がなされない場合、思春期以降に様々な問題行動を起こしてしまう場合があります。

#### ①乱暴・多動

攻撃性が強くなってしまった子どもの場合、中学生以降に乱暴なふるまいや落ち着きのない行動が多くなり、劣等感や無力感を克服するために、非行や性行動に走ってしまうこともあります。

## ②徘徊・家出

4、5歳の子どもから見られますが、虐待される家に居たくないということで、徘徊・家出をすることがあります。

## ③自死企図

虐待を受け続けた結果、自分に対して劣等感や無力感を持ち、生きていても楽しくないと感じることで自死企図を行うことがあります。

## ④性的問題

性的虐待を受けた児童は思春期以降に、不特定多数の者と性的関係を多く持つ等の性的逸脱行動をとる場合があります。これは、性的虐待を受け続けた結果、大人との関係をそのようなものとしてしか捉えることができなくなったなどの影響があると言われています。

虐待を受けた子どもと少年非行との間には、密接な関係があることが調査により明らかにされています。前に述べたように、虐待を受けた子どもは自己評価が低い、対人関係がうまくとれないという影響がみられ、対外的に不適応行動として現れることが指摘されています。

法務総合研究所が全国の少年院在院者約2300名に行った調査では、50%の子どもに虐待の被害体験があり、虐待の体験のある女子の過半数が「虐待を受けたために非行に走るようになったと思う」と答えたという調査結果となっています。(法務総合研究所「法務総合研究所研究部報告11—児童虐待に関する研究」(平成13年3月))

【引用】

NHK「虐待と脳回復の手だては」(視点・論点) 2017年3月6日

福井大学 友田 明美氏

## 5 児童虐待と障がい

子どもに障がいがある場合、保護者は養育上の困難さを感じることが多く、自分の子育てが間違っているのではないかという不安を持ったり、子どもに過度な叱責をするなどの不適切な接し方をしたりすることがあります。特に、保護者が子どもの障がいに気づいていない場合や、その障がいへの理解が乏しい場合には、一層、課題が増大し、虐待へつながる危険性があります。

したがって、教職員は、障がいは虐待のリスク要因の一つであるという認識を持つとともに、子どもだけではなく保護者への支援を行うことが必要です。

## 6 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど(ネグレクト)の結果、食べ物を万引きする場合もあります。また、虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結びつくこともあります。

さらに子どもの非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け入れられないと感じていることが多くあり、こうした子どもの行動を保護者が厳しさだけで正そうとすると、子どもはますます受け入れてもらえない感じ、かえって問題行動を強めてしまうことがあります。その結果、保護者のしつけの厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

また、性的虐待を受けた子どものなかには、その時に感じた無力感を克服しようと、性の問題行動を繰り返すことがあるので、性の問題行動がある子どものなかには、性的虐待の被害者である者がいる可能性もあることを理解しておく必要があります。

## 7 児童虐待と不登校

子どもには登校する意志があるのに登校させないなどの登校を妨害する虐待もあります。家で、兄弟姉妹の世話をさせられている、保護者が精神的な疾患の影響で妄想に振り回されている、ネグレクトの状況で放任されているなどの場合があります。このような状況に置かれると、登校の意欲が失われ不登校になってしまう場合もあります。

不登校の中には、子どもが登校を嫌がっているのではなく、「保護者が登校させない」「保護者が原因で登校できない」のではという疑いを持つことも必要でしょう。



### ワンポイントアドバイス 『試し行動』



教職員などが一生懸命子どもに気を配り、丁寧に対応していても、子どもは、わざと教職員などを怒らせるような言動をとることがあります。これは、虐待的な関係が長期に続いたために、安全な環境に置かれても、子どもが「自分の言動はどこまでが許容され、どういったことが制限されるのか、制限される場合は誰がどのような方法で制限するのか」を試すためにとっているもので、虐待を受けた子どもによく見られます。子どもが教職員などを試すようなことをしてきたときには、「挑発」に乗って子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。



### ワンポイントアドバイス 『多面的理解と連携』



虐待で引き起こされる子どもの状態と発達障がいに起因する子どもの状態に類似性（落ち着きのなさ、衝動性など）があることに留意する必要があります。

したがって、現象面のみにとらわれず、その背景を多面的にみることが大切です。そのため教職員は、発達障がいに関する理解を深めるとともに、特別支援教育主任等と連携しながら、校内において組織的な対応を行うことが重要です。

また、必要に応じて、専門機関と連携することが大切になります。

Q & A



### Q 「虐待によって影響を受けた子どもの行動は改善されますか？」

A その後の適切な関わりやケアを行えば、その症状は改善され、愛着形成が可能です。特に早期の支援・対応であればあるほど、改善は早く、子どもの心や行動が変わります。

ただし長期に及ぶ虐待については、症状も重篤であるため、根気強く時間と労力を重ねることが必要です。

## <児童虐待が子どもの心身へ与える影響>

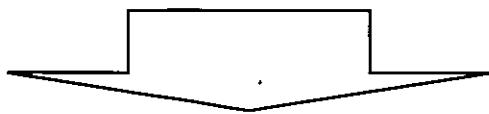
虐待は4つのタイプに分けられ（詳細はP.5参照）、それぞれのタイプによって心身への影響は異なる面があります。虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等によっては、子どもの心身に深刻な影響を与える場合があります。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待



### 身体面に現れる影響

#### <身体に現れる症状>

- ・栄養不良から、子どもの発育・発達に遅れが見られることがある。また栄養の偏りのため疲れやすさや体調不良、肥満傾向などをきたすこともある。

#### <身体的な症状となって現れる心理的な問題>

- ・自分の抱えている不安を言葉で表現できない子どもは、頭痛、腹痛、疲労感などの症状を訴えることがある。

### 精神面・人格形成に現れる影響

#### <愛着障がい>

- ・人に対する信頼感や愛着を持つことが難しく、極端に関わりを避けてしまうなど、適切な人間関係を保てなくなる。

#### <解離>

- ・苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現れ、叱られる場面で無反応になったり、叩かれてても痛みを感じない症状が現れたりすることがある。

#### <抑うつ>

- ・学業への意欲が持てない、友だちと関わることを避けたがるなどの他、睡眠障がいなど、身体症状を伴うこともある。

#### <知的発達の障がい>

- ・安心して人と関われなかつたり、新しいことへ挑戦する意欲が失われたりすることで、知的な発達の遅れを引き起こすことがある。

### 行動面に現れる影響

#### <衝動性>

- ・衝動をコントロールする力を育むことができず、落ち着きがなく、衝動的な行動をとりやすくなる。

#### <攻撃性>

- ・不満や怒りを感じたときに暴力をふるうことを学習し、暴力をふるいやすくなる。相手に対して優位に立つために攻撃性が高まる。

#### <食行動の異常>

- ・虐待から逃れられず「どうしようもない」という無力感が生まれ、空虚感を解消するために過食や摂食障がい、アルコール・薬物依存症に至る場合がある。

#### <自傷行為>

- ・低い自己肯定感から自暴自棄となったときに、自分の存在意義を感じるために、また、周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶこともある。

#### <試し行動>

- ・どこまで自分を受け入れてくれるか、拒絶されているかを確かめる行動をとることがある。反抗的な態度での試し行動がある。

#### <見て見て行動>

- ・周りに注目され、自分の存在感を感じるために、ちょっとかいや目立つ行動をとることがある。

## 【4】児童虐待の基本的な理解

### 1 児童虐待の起こる要因

虐待は家族の構造的な問題を背景として起きており、児童相談所などでは家族の歴史や家族間の関係、経済的背景などを含めて総合的な見立て（アセスメント）を行っています。学校・教職員においても、保護者の生育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子どもの障がいや疾病等からの育児負担の問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが大事です。

また、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、「身近などの家庭にも起こるかもしれない」問題であるとすべての人が認識することが重要です。

#### <児童虐待が発生しやすい状況>

生活の中で大きなストレス（夫婦・家族関係、生活の経済的困難、離婚・再婚、家族の死や失業など）が加わり、危機的状況に陥っている
悩んだり困ったりしたときの支援者がなく、孤立感・孤独感がある
予期しない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた
アレルギー体質、発達の遅れや偏りなどで子どもの養育に困難を生じている
親本人の子ども期に、自分が親から愛されたという実感がないため、自分の子どもへの愛着形成がうまくいかない
親に子どもに対する不正確な理解や子どもとのコミュニケーションの歪みがある
子どもが親への反抗的な態度をとったり、親の期待に反する行動をしたりする
夫婦の役割のバランスが崩れたり、両親としての役割が欠如したりしている

**Q & A**



**Q 「親権におけるしつけと虐待はどう区別するのですか？」**

A 児童虐待防止法第14条では、「親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならない」としています。

しつけと虐待の区別は、親の立場や意図ではなく、子どもの立場から、子どもの安全や健全な育成が図られているかどうかに注目することが大切です。しかし、しつけか虐待かの区別にこだわるあまり、事態の対応が遅れることは本末転倒です。教師が虐待ではないかと思えば通報します。行き過ぎた行為であれば、子どもへの支援が必要という視点に立って迅速な対応を行う必要があります。

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うのではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」（小林美智子、1994）

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（H25.8）」より）

## 2 児童虐待対応の原則

学校における児童虐待への対応の基本は、組織的対応です。校内の連携を強め、組織的な対応を行うために、以下の点について日頃から理解を深め、対応の考え方について共有しておくことが大切です。

### (1) 子どもの安全確保の優先

児童虐待対応においては、安全確保こそが最優先事項です。根拠のない楽観論や保護者との関係性に配慮しすぎることで介入や保護の判断が遅れ、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意します。

### (2) 家族の構造的問題としての把握

児童虐待が生じる家族には、保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題、子どもの特性など、実に多様な課題が存在します。それらが複合的、連鎖的に作用し、構造的背景を伴って虐待に至っています。したがって、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が難しいことを認識する必要があります。

### (3) 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が重要です。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撲した事実かどうかなどに注意して、正確に聞き取ることが必要です。こうして収集した情報をもとに、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながります。

### (4) 組織的な対応の重要性

児童虐待対応を適切に行うためには、担当者一人の判断で対応することは避けます。通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、学校においては当事者たる保護者に対応する必要もあり、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応とすることが大事です。

### (5) 多機関の連携による支援

児童虐待の予防や虐待の問題を解消するための支援は、一つの機関や職種のみでは難しいものです。連携を効果的に行うためには、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していくことが必要です。

虐待事案は、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応するため、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、また長期化するものも少なくありません。学校がこれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

### 児童虐待法等の一部改正「保護者の体罰の禁止」

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることと、その他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならない。（児童虐待防止法第14条第1項関係 R2.4.1 施行（予定））



### 3 保護者との関係における不適切な対応例

児童虐待対応をすすめようとするとき、信頼関係が築けず、保護者の対応に苦慮する場合があります。児童虐待の対応を行うにあたっては、「2 児童虐待対応の原則」のもと、次のような失敗がないよう組織的な対応を行ってください。

#### 事例 1

##### 学校の対応が保護者による虐待を誘発した事例

学校が、保護者に対し提出物の遅れや子どもの不衛生について再三にわたり改善を促したところ、「あなたがきちんとしていないからだ」と親が子どもを責める結果になり、身体的虐待を引き起こしてしまった。

##### 対応ポイント

- ネグレクトをしている保護者は、自分が世間一般的には「うまく子育てができていない」と感じていることが多い。保護者自身が一方的に指導されたと受け取り、「自分は認められていない」と感じ、子どもへの虐待をエスカレートさせることもあります。  
<支援>→保護者に子どもへの接し方を聞く中で、どこか「うまく機能している部分」を探し当て、認めることが必要です。その上で、さらに子どもと上手に付き合う「コツ」と一緒に探していくという姿勢を示し、保護者の養育態度の改善を具体的に支援します。

#### 事例 2

##### 不登校状態の子どもに対する家庭内での虐待が見過ごされた事例

長期化した不登校事例に際して、家庭では元気だという親の言葉を教職員が鵜呑みにしていたところ、後日深刻なネグレクトと心理的虐待があつたことがわかった。

##### 対応ポイント

- 子どもの安全を実際に目視で確認できない期間が続いていることは、それ自体が異常事態であり、関係機関による家庭への介入が必要であるとの認識が必要です。  
<支援>→家庭訪問では、子どもの姿を確認するとともに、子どもの話を聞くなどして、保護者との関係性を確認します。

#### 事例 3

##### 母親からの言葉によって、父親による虐待が見過ごされた事例

学校は父親からの身体的接触を嫌がる子どもの訴えを度々受けていながら、「夫は子どもが好きなので」という母親の言葉に納得し、性的虐待を見過ごした。

##### 対応ポイント

- 父親の気持ちではなく、「子どもが嫌がっている」という事実に基づいて対応します。  
<支援>→父親から娘への性的虐待が、母親に与える心理的苦痛と、そこから発生する現実否認という可能性を見逃さず、速やかに対応します。

## 【5】学校の役割及び校内体制の構築

学校における児童虐待対応の基本は、組織的な対応です。教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、一人で抱え込みず、直ちに管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要です。そしてただちに校内虐待対応会議を開催し、情報共有及び支援の方向性を決定、共通理解を図ります。

管理職は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合は、積極的にそれを受け止めるとともに、専門的な判断や対応が必要な場合があることから、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識し、その後の対応を進めていきます。

### 1 学校・教職員の役割・責務

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所へ通告や情報提供を速やかに行なうことが求められます。

児童虐待防止法によって学校や教職員に求められる役割は、以下の①～④の4点ですが、虐待の有無の調査・確認、その解決に向けた対応方針の検討、保護者への指導・相談・支援を行う主体は、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）になります。児童相談所等が行なうこれらの対応の中で、学校等に対し、協力を求められることもあります。その際は、組織的に検討を行い、学校等としてできることについて協力することに努めてください。

#### 学校・教職員が行うこと

##### <児童虐待防止法>

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【法第5条1項】
- ②虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所へ通告すること（通告義務）【法第6条1項】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力をを行うこと（協力義務）【法第5条2項】
- ④虐待防止のための子ども等への教育に努めること（努力義務）【法第5条3項】

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子ども又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、学校は情報提供することとされています。

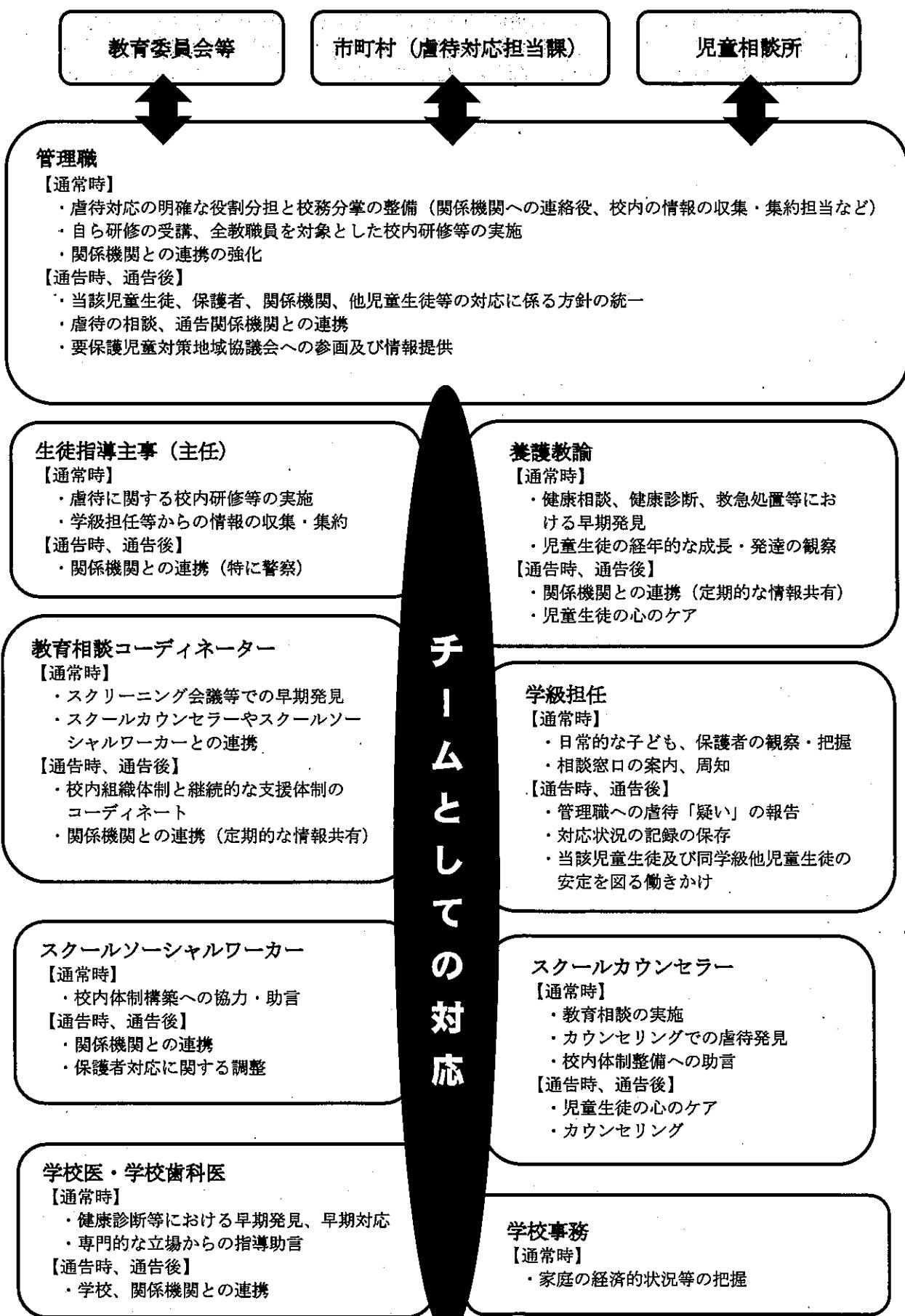
### 2 児童虐待対応の校内組織（校内虐待対応会議）の開催

虐待事案は、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場合が多く、また長期化するものも少なくありません。学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要であり、その中心になるのが校内組織となります。緊急的に組織するものとなりますが、既存の組織を活用するなどし、学校組織体制で進めます。

メンバーの例として、管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、生徒指導主事（主任）、教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が考えられます。

なお、関係機関との連携については、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを十分に活用します。

### 3 児童虐待への対応における教職員の主な役割（例）



※事案発生に備えて、関係機関に連絡する窓口（管理職が望ましい）や校内における情報を収集・集約する担当を決めておくこと。

## 4 市町村等への通告

校内組織（校内虐待対応会議）での協議・判断により、市町村または児童相談所への通告を行います。（第2章【3】通告とは（P.27）参照）

## 5 教育委員会への連絡

通告後は、速やかに設置者である教育委員会に、以下の①～③を連絡します。

- ①通告の事実
- ②通告内容
- ③通告先からの連絡事項等

その際、「虐待通告シート」（P.60）の写しを活用してください。

対応に当たって、基本的に児童相談所は学校に直接連絡をとるため、学校は関係機関とのその後のやり取りについても教育委員会等に報告しておくことが重要です。保護者から学校でなく教育委員会等設置者にも問い合わせや相談が入ることもあります。

## 6 要保護児童等の定期的な情報提供

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（H31.2 文部科学省初等中等教育局長等通知）には、定期的な情報提供の対象となる児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続き等の事項について、児童虐待防止法第13条の4の規定に基づく基本的な考え方が示してあります。

以下のような対応・報告が必要となってくることから、校長等の管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童の情報を整理・共有しておくことが必要です。

### （1）定期的な情報提供の対象となる児童生徒

#### ①市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳（注1）に登録されている児童生徒

#### ②児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所が管理している虐待ケースで、要保護児童対策地域協議会の対象となっておらず、必要と考える児童生徒

### （2）定期的な情報提供の頻度・内容

#### ①定期的な情報提供の頻度 おおむね1か月に1回を標準とする。

#### ②定期的な情報提供の内容

対象期間中の出欠状況、（欠席した場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由

### （3）定期的な情報提供の依頼の手続

市町村または児童相談所は、在籍する学校等に対して、対象となる児童生徒等の氏名、上記（2）

②に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

---

（注1）「進行管理台帳」・・・市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、要保護児童対策地域協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するもの

#### (4) 機関間での合意

定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう市町村等と学校等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいです。

#### (5) 定期的な情報提供の方法等

##### ①情報提供の方法

学校等は、市町村等から依頼を受けた場合、依頼があった期間内において、定期的な情報提供を書面にて行う。

##### ②教育委員会等設置者への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等設置者に対してもその写しを送付する。また、市町村等への定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等設置者を経由することも可能である。

#### (6) 变化等を把握した場合の報告・緊急時の対応

定期的な情報提供の期日よりも前であっても、以下のような新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握した場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供又は通告をすることが必要です。

- ・不自然な外傷がある
- ・理由不明又は連絡のない欠席が続く
- ・対象の児童生徒から虐待に関する証言が得られた
- ・帰宅を嫌がる
- ・家庭環境の変化があった など

#### (7) 休業日を除き連続7日以上欠席した場合の速やかな報告

(1) の対象児童生徒で、学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けていいる場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き連続7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供することが必要です。

### 7 児童虐待防止に係る研修の実施

教職員等が児童虐待の事案に適切に対応するためには、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る教職員研修の充実が必要です。

そのために学校外の研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招いたり、児童虐待に関する具体的な事例を想定した研修を行ったりするなどして、実践的な研修に取り組むようにします。（「第4章【1】教職員研修の資料」（P.47）参照）

 ワンポイントアドバイス 『見守り』と『放置』 

校内虐待対応会議および関係機関との協議の中で、「見守り」を対応及び役割分担として決める場合には、具体的に何を見守り、どのように対応するのかを明確にしないと、結果的に何もしない「放置」になってしまいます。「見守り」を何もしないことの言い訳にしている状況もあり、注意が必要です。

## 第2章 対応の実際（発見～通告まで）

### 【1】早期発見の取組

虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、子どもや保護者、状況をめぐる「何かいつもと違う」「どこか不自然だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

虐待を受けた子どもが、自分から虐待を受けたことを訴えるのは稀です。虐待を受けていても、子どもにとって親はかけがえのない存在であるため、事実を否認し、親をかばったり自分のせいだと思ったりして、虐待を受けている認識を持たないでいる子ども少なくありません。

しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることが多いため、普段から子どもと接する機会の多い教職員は、「虐待を疑う視点をもつ」ことが重要で、「いつもと違う」「何か変だ」と感じたときに、「もしかしたら虐待ではないか」とまず疑ってみることから、虐待の発見は始まるのです。

#### 1 学校及び教職員の早期発見義務と重要性

学校や教職員は、児童生徒に対して網羅的に目配りができる、その日常的な変化に敏感に反応して虐待を発見しやすく、さらに子ども・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあることなどから、法律により早期発見義務が課されています。

##### 児童虐待の早期発見の努力義務

##### 児童虐待防止法第5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

学校での健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査等が行われること、水泳指導の際は、身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談や、定期的に行われるアンケートなどで子どもから何かしらの訴えがある場合もあります。

また、民生・児童委員は地域とのつながりが深く、職務上児童虐待の情報が得やすい立場にあります。学校は日頃より民生・児童委員との連携を取っておくことが有効です。

これらの日常的な取組や観察、健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握するために、「児童虐待の早期発見のためのチェックシート」（P.59参照）等を活用してください。

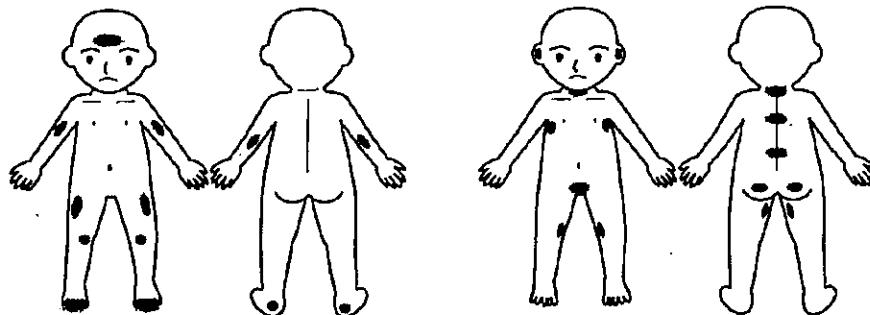
また虐待を早期発見し、早期対応していくために、学校関係者は研修の機会を持つことが大事です。（「第4章【1】教職員研修の資料」（P.47）参照）



## 2 身体的虐待と不慮の事故による外傷の特徴

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額、鼻、顎、肘、膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすいのに対して、児童虐待による外傷は臀部や太もも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起きやすいことが特徴と言えます。また、本人や保護者の受傷原因についての説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を疑う必要があります。

虐待による外傷の具体的実例については、公益社団法人日本小児保健協会作成の「子どもに関わる多職種のための子どもの虐待初期対応ガイド～子どもの虐待を見逃さないために～」も参考にしてください。  
(公益社団法人日本小児保健協会HP <https://www.jschild.or.jp/archives/815/>)



〈事故でけがをしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉

## 3 長期間、面会ができない児童生徒への対応

学校等の長期間にわたる欠席は、虐待のリスク情報として重要です。不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会ができなかった児童生徒については虐待のリスクとしてとらえ、子どもの状況の把握を行うようにするとともに、その状況によっては児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告・情報提供してください。

## 4 スクリーニング会議を活用した早期発見

「スクリーニング」とは、気になる（支援等が必要な）児童生徒を早期から組織として把握することであり、スクリーニングを行うための少人数での会議のことを「スクリーニング会議」と呼びます。学校内における児童生徒の姿や行動等には、児童生徒を理解する手掛かりが豊富です。その姿や行動等をもとに、早期の発見をチームとして行い、早期支援やケース会議につなげていくための会議です。

(アセスメントとプランニングに基づいた子ども支援「ケース会議マニュアル」より)

**ワンポイントアドバイス 『スクリーニング会議』**

- 全児童生徒を対象にスクリーニングを行います。
- スクリーニングシートを準備しておくと有効です。  
\*スクリーニングシートとは、「欠席日数」「遅刻回数」「う歯数」「保健室来室回数」「諸費用支払いの遅れ」等、気になる児童生徒を把握する上で必要となる項目を事前に選定しシートにしたもので、各学校の実態に応じて項目を決定し作成します。
- ＊虐待につながる項目を必ず入れ、教職員はそのことを理解しておきます。
- 支援を必要とする児童生徒を早期に発見するため、定期的に行うことが必要です。
- メンバーは学校の実態に応じて決定しますが、教育相談コーディネーターを中心に、養護教諭、特別支援教育主任、生徒指導主事（主任）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが参加すると効果的です。

## 5 児童虐待を疑うための3つの「異変・違和感」

### 子どもの異変・違和感

- 不自然な傷、あざ
- 不自然な説明
  - ・コロコロ変わる説明
  - ・あり得ない説明
  - ・理由の不明確な遅刻や欠席
- 不自然な表情
  - ・おびえる表情、表情が乏しい
- 不自然な行動・関係
  - ・保健室への頻繁な出入り
  - ・一緒に着替えない
  - ・乱暴な言葉遣い
  - ・大人への反抗的な態度
  - ・大人の顔色を伺う態度
  - ・集中困難な様子
  - ・他者へのいじめ
  - ・生き物への残酷な行為
  - ・触る、近づくことをひどく嫌う
  - ・極端に無口
  - ・過度なスキンシップ
  - ・家に帰りたがらない
  - ・持続的な疲労感・無気力
  - ・異常な食行動

### 保護者の異変・違和感

- 不自然な説明
  - ・子どもの家の様子を具体的に語らない
- 不自然な表情
  - ・硬い表情
  - ・イライラしている表情
  - ・余裕がないように見える
- 不自然な行動・関係
  - ・感情や態度が変化しやすい
  - ・話しかけてものってこない
  - ・家庭訪問を嫌がる
  - ・懇談のキャンセルが多い、来ない
  - ・子どもへの近づき方、距離感が不自然
  - ・人前で子どもを厳しく叱る、叩く
  - ・子どもに能力以上のことを要求する
  - ・連絡が取りにくい
  - ・「キレた」ような抗議をしてくる

虐待発見の入り口は  
**「何か変」と気づく教職員の感覚です**

### 全般的な異変・違和感

- 説明できない不自然なケガが多かったり、ケガを繰り返したりする
- 体育や身体測定のときによく欠席する
- 低身長や低体重であったり、体重減少が見られたりする
- 親の前の態度や表情が不自然で、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもの具合が悪くなっこことなどで保護者に連絡しても、保護者が緊急性を感じていない様子がある
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

## 【2】初期対応の取組

### 1 初期対応のポイント

#### (1) 緊急性の判断

**緊急性の高い場合は、直ちに児童相談所に通告し、子どもの安全確保を優先します。**

虐待はエスカレートするものだということを念頭に、どんな場合が危険か、緊急性が高いか、教職員が判断の目を持って対応することが重要です。

児童相談所とは違い、学校による情報収集には限界があります。時間が経過して事態が悪化するところがないよう、迷いや疑義がある場合は市町村（虐待対応担当課）に通告します。

##### <緊急性の高い場合の例>

- 子ども自身や保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- 子どもに重大な結果が生じているとき（栄養失調、衰弱、医療放棄等）
- 生命の危険につながる身体症状（頭部や顔面、腹部へのあざや傷）があるとき
- 慢性的にあざややけど（たばこや熱湯など）が見られるとき
- 子どもにとって必要な医療措置をとらないとき（必要な薬を与えない、高熱を放置）
- 家出や徘徊が繰り返され、保護者の協力がないとき
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われるとき
- 不登校で、家庭訪問でも子どもに会えない、子どもの状態がわからないとき

#### (2) 一人で抱え込まない

児童虐待は、問題の複雑さゆえに、一人の力や一つの機関では解決できないことが多いものです。また一人で抱え込むことによって、介入のタイミングを誤り、対応が遅れてしまったり、問題をさらに複雑・深刻化させてしまったりすることもあります。

虐待対応は、「疑い」の気持ちを誰かに相談し、問題を表面化することから始まります。虐待を疑ったら、まずは担当教職員や管理職に相談し、組織での対応、校内連携を行うことが重要です。

#### (3) 管理職の対応の重要性

虐待の相談を受けた管理職は、気付いた教職員の気持ちを真摯に受け止めて対応しなければなりません。話を聞いただけで虐待の疑いを否定し、調査を行わないことのないようにしてください。

教職員の一人が虐待を疑った場合には、出席状況や健康診断の記録、他の職員が子どもをどのように見ているのかなどについて情報を集約するとともに、管理職が先頭に立ち、子どもの安全を守る体制をつくることが必要です。

#### (4) 組織対応の重要性

児童虐待は、その発生要因が複雑であること、子ども・保護者双方への支援が必要であること、複数の関係機関との連携が必要であることなどから、学校においては、組織として体制づくりが必要です。

教職員一人一人の意見や、子どもや家庭に関する重要な情報が、管理職に届くようなシステムをつくり、組織としての判断、対応ができることが虐待対応には重要です。

## (5) 正確な記録の重要性

児童虐待の通告を受けた市町村等は、虐待の有無について正確な記録等から判断します。また、この記録はその後のアセスメント、援助や法的対応にとって重要な資料となります。

### <記録の留意点>

- ①具体的なことがわかるように、時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録する。
- ②虐待を疑った根拠や、その時点からの経過を伝聞情報と直接確認できた情報を明確に区分し、記録する。
- ③役割分担をしながら、あざやケガの形状を詳細にスケッチや写真で記録したり、受診した医療機関の情報をまとめたりする。
- ④虐待を疑った子どもの発言をそのまま記録し、その際の表情、態度なども記す。
- ⑤保護者からの電話や面談の日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録する。

### ワンポイントアドバイス 「記憶より記録」

#### 危機管理の心構え『さしそせそ』

さ：最悪を想定し  
し：慎重に  
す：素早く  
せ：誠意をもって  
そ：組織で対応

(記録内容の例)

日時	A 男	担任	養護教諭	校長
○月○日 ○時○分	登校	不自然な外傷を発見、保健室へ		
○時○分		事情を聞く	養護教諭が診る	
○時○分				担任から連絡を受ける
○時○分		情報収集		関係教職員による委員会の招集・協議
○時○分				市町村の担当課への通告

時系列で事実を客観的に記入しましょう。  
伝聞情報と直接確認できた情報を明確に区分しましょう。

## 2 子どもや保護者から聴き取りをする場合のポイント

虐待が疑われる場合は、通告前から通告後、その後の対応も含めてチームでの対応が基本となります。通告するかどうかの判断、通告をする前に子どもや保護者から一定の聴き取りを行うか、どのように行うかなどについても関係職員で協議することが望ましいです。

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、担任や養護教諭などによって子どもから聴き取りを行うことも考えられます。その際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」等と、オープンクエ션形式（※）で尋ねることが適切です。

ただし、子どもは自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず虐待を受ける可能性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなにつらくても自分から保護者を悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安を持っていること、一度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどがあり、児童生徒の言葉だけで判断しないよう留意する必要があります。

また、障がいのある子どもについては、障がいの特性から、より自分の置かれている状況が理解できない場合があるため、周囲がより積極的に介入する必要があります。

なお、聴き出した発言そのものやその際の表情・態度をそのまま記録しておくと、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。

（文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月））

※オープンクエ션……「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問

### （1）子どもからの聴き取り対応のポイント

- ①聴き取りの前に、原則として、あらかじめ関係者で十分な検討をしておく。
- ②子どもがリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- ③聴き取った内容は、できる限り正確な記録を残す。
- ④無理な聴き取りをせず、尋問口調にならないようにする。
- ⑤子どもの言葉に共感し、受容的に受け止める。
- ⑥子どもが安心できる話し方、質問方法を心がける。
- ⑦「はい／いいえ」で答えられる質問の連續は誘導になるので、できるだけ子ども自身の言葉で話すことができるようとする。
- ⑧聴き取りの回数は、最小限にする。

### ワンポイントアドバイス 『本人からの聴き取りの注意点』

- 虐待に関する本人からの詳しい聴き取りは市町村（虐待対応担当課）や児童相談所職員など専門の部署が対応したほうが望ましく、学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよいと考えられます。
- 虐待を受けた子どもから聴き取ることが、子どもにとってマイナスになるのではないかとの配慮は誤りです。適切な方法による聴き取りは、子どもを支え、保護につながります。

### （2）保護者からの聴き取り対応のポイント

- ①児童生徒の負った外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、「お子さんは〇〇と言っていました」と保護者に伝えることは避ける。
- ②外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は虐待が疑われるため通告する。
- ③虐待の疑いに気づいても、保護者を責めるような発言は避ける。
- ④性的虐待が疑われる場合は、聴き取りは行わない。（詳細はP.39参照）

### 3 学校における児童虐待の初期対応の流れ

#### 学校における虐待対応の流れ ~通告まで~

##### 発生予防等の取組

- ・子どもや保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施、充実

##### 虐待の気づき・早期発見

- ・日常の観察による子ども、保護者、家庭状況の把握
- ・健康診断、水泳指導、教育相談、アンケート等
  - ⇒ 子ども・保護者・状況について異変・違和感
  - ⇒ チェックリストの活用（該当箇所が複数）
- ・本人（子ども、保護者）からの訴え
- ・前在籍校からの情報
- ・学校医や学校歯科医からの情報
- ・他の保護者からの情報
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室等からの情報

直ちに管理職へ報告・相談

チームとしての対応、早期対応  
(情報収集・共有、対応検討)

##### 校内虐待対応会議での協議

(通告の判断・組織対応)

#### ワンポイントアドバイス 『校内虐待対応会議の役割』

- 情報（虐待を疑った経緯や緊急性、複数教職員からの情報等）を共有し、現状分析をする。  
※虐待の「確証」を探すための協議を重ねる必要はない。
- 市町村（虐待対応担当課）や児童相談所への通告や情報提供を行う。
- 対応及び支援に向けた役割分担（通告窓口の管理職、校内体制のコーディネーター、児童生徒や保護者への対応のキーパーソン等）を行う。
- 子ども・家庭への対応方針の決定と共通理解を行う。
- 関係機関との連絡調整を行う。

## 【3】通告とは

### 1 通告のとらえ方

保護者との関係悪化等を懸念しすぎることで、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意すべきです。

したがって、虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、早期対応の観点から市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に通告することが重要です。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されません。

#### （1）法的根拠

##### 児童虐待の通告義務

※教職員はこうした条文を理解し、適切に対応すること  
が必要です。

<b>通告の義務</b> 【児童虐待防止法 第6条1項】	□虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない。
<b>守秘義務の解除</b> 【児童虐待防止法 第6条3項】	□守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待防止法第6条1項の規定による通告する義務の遵守を妨げるものではない。
<b>通告者の情報非提供</b> 【児童虐待防止法 第7条】	□通告を受けた機関は、通告した者が特定される情報を漏らしてはならない。

児童虐待の  
通告は  
義務です

通告の義務は  
守秘義務に  
優先します

#### （2）通告へのためらい

##### 「確認」がないことへの不安

- 疑いを大切に
  - ・疑いをもつことが虐待発見の第一歩
  - ・虐待の判断は通告を受けた機関が行う
- 確認を求める
  - ・確認がなくても早期に対応することで、結果として子どもを守ることになる
- 一人で抱え込まない
  - ・校内で相談して判断する

##### 通告の実効性への不安

- 他人任せにしない
  - ・通告後の子どもや保護者との関わりが大切
  - ・サインを受け取ってくれた人こそが、子どもにとっての「命の綱」
  - ・専門機関と連携を図りながら、子どもを守る努力を続ける

##### 保護者との関係悪化への不安

- 通告者は特定されない
  - ・通告者について関係機関の職員等が保護者に漏らすことはない
- 最優先すべきは子どもの安全と健全な成長
  - ・児童の身体と心に大きな傷跡を残さない
- 保護者も悩んでいる
  - ・保護者の良き相談相手となる

##### 通告への ためらい

##### 子どもへの被害増大への不安

- 虐待は親子関係の不健全性
  - ・虐待は保護者と児童の利害対立ではない
  - ・通告後のよりきめ細かい観察と支援により、親子関係の改善をめざす
- 通告はすべての人を救う
  - ・通告は保護者と子どもの双方を救う行為

##### 管理職の判断が重要

### (3) 通告の捉え方

「通告により子どもと保護者の双方を救う」という認識で通告することが必要



- 子どもの権利擁護の視点から、常に子どもの安全と福祉を優先しましょう。
- 「子ども本人が言い出しにくい」からこそ大人の責任において通告しましょう。
- 通告することを責任転嫁などとマイナスイメージでとらえるのではなく、事態を前進させるための有効な手段だと理解しましょう。
- 虐待かどうか判断するのは、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所です。迷うからこそ、こうした関係機関に相談するのだと前向きにとらえましょう。
- 通告は、安心して暮らせていない子どもや保護者に対する関係機関と連携した支援の始まりです。そして、通告を契機に親子関係の再構築や学校等と保護者との新たな関係づくりへと発展させていきましょう。

### (4) 学校が通告を判断するにあたってのポイント



- ①確証がなくても通告すること  
(誤りであったとしても責任は問われない)
- ②虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ④通告は守秘義務違反にあたらぬこと

## 2 通告先

虐待の疑いがあると感じた教職員は、管理職に相談（報告）し、その後校内組織で協議の上、管理職が関係機関に通告をします。

学校として通告すべきと判断した場合、通告は、

**市町村（虐待対応担当課）**



のいずれかに対して行います。

次頁の①～④以外の緊急性が低いと思われる場合は、市町村（虐待対応担当課）に通告します。

緊急性が高い場合や市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合は、児童相談所に連絡してください。

なお、現在、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が関わっている継続的なケースについて、新たな案件が生じて通告する場合は、主担当の機関に連絡することになります。

## 通告までの流れ

※通告は、まず口頭で、その後、  
ケースによっては書面での報告  
を行います。  
虐待があると「思われる」とき  
は、速やかに対応しましょう。

### 虐待の発見・疑い

### 校内虐待対応会議

(メンバー例) 管理職、養護教諭、学級担任、  
学年主任、スクールソーシャルワーカー、ス  
クールカウンセラー等

- ・緊急を要する場合(下部を参照)
- ・市町村と連絡が取れない場合(夜間等)

### 通告

※通告と同時に、  
教育委員会にも連絡します。

### 通告

### 市町村へ連絡 (虐待対応担当課)

#### 市町村虐待対応担当窓口

児童家庭相談の第一義的窓口  
として、家庭内の様々な相談に  
乗っています。児童虐待に関する  
関係機関の連携において中心的  
役割を果たします。

### 児童相談所へ連絡

#### 児童相談所

児童福祉法により設置されて  
いる機関で、18歳未満の児童に  
関するあらゆる相談を受けてい  
ます。児童福祉司、児童心理司等  
が配置されています。児童虐待の  
中心的な役割を担う通告受理機  
関となっており、法律により立入  
調査、一時保護、親子分離の役割  
が与えられています。

### 【緊急を要する場合】

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合。※P.21参照
- ②生命、身体の安全に関わるイグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合。※P.39参照
- ④子どもが帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

### 3 通告の仕方・内容

通告する際は、まずは口頭（電話）で構いませんので、右下のような情報を伝えるようにしてください。正確に伝えたいときは次の様式（P.60）を活用してください。

また、学校として通告先（対応者名を含む）や伝達した内容、通告先から言わされたことなどを記録しておくと、その後の児童相談所等による安全確認等の際、円滑に協力することができます。

通告後、速やかに教育委員会等の設置者にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡する必要があります。その際にも、この写しを活用するとよいでしょう。

様式〇

#### 虐待と思われる事案の記録（例）

立 学校

記録日	令和 年 月 日				
子ども	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	平成 年 月 日	歳	男・女	
	住所				
就業状況	立	学校	年 組		
	(出席状況)	良好	欠席がち	不登校状態	
学校での様子	具体的に→				
保護者	ふりがな	ふりがな			
	氏名	氏名			
	職業	職業			
	続柄	続柄			
	年齢	年齢			
	電話	電話			
住所					
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰から、いつから、頻度、どのような</li> <li>・外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載</li> <li>・本人の説明</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きょうだいの状況（学校、学年組、年齢 等）</li> <li>・同居家族の状況</li> </ul>				
	家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報日、通報先、担当者</li> <li>・指示助言内容など</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報日、通報先、担当者</li> <li>・指導助言内容など</li> </ul>			
通告先（児童相談所か市町村）					
その他の通報先（警察、教育委員会等）					

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。（不明な箇所は空欄でも構いません）

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

#### 【通告内容】

○子ども・保護者の氏名、年齢等

○家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）

○外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、外傷・症状に関する本人の説明

○出席状況（欠席の頻度やその期間、遅刻・早退の状況など）

○日常的な学校での様子（友人関係、休憩時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など）

# 第3章 対応の実際（通告後の対応、様々な対応）

## 【1】通告後の流れ・様々な対応

通告を受けた後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）は安全確認や調査を行います。継続して経過を見る必要があるケースについては、児童相談所等が保護者への援助方針を立て、それに基づき、電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等を行うことになります。その過程の中で、児童生徒が在宅のままで安全・安心が確保されない場合は、児童相談所が「一時保護」「施設入所」などの措置をとります。

これら通告後の流れは次頁のようになりますが、一連の流れの中で児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から学校への個別の協力要請が入ることもあります。

### 1 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けると、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、緊急受理会議を開いて、子どもの安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子どもの安全確認については、児童相談所等は通告から48時間以内に行わなければなりませんが、鳥取県の場合はさらに速やかな動きとして24時間以内としています。

特に、重大な事案で速やかに子どもの保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続きをとるようにしています。

児童相談所等が行う安全確認は、職員が学校で子どもの様子などを確認することになります。その際、教職員も児童相談所等の職員からの聴き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要です。

#### ＜参考＞ 市町村（虐待対応担当課）および児童相談所の初期対応の流れ

##### ア 緊急受理会議

- 担当者を決定する。
- 子どもの安全確認の実施時期と方法を検討する。
- 子どもと保護者、家族等の情報についての調査の必要性と方法を検討する。

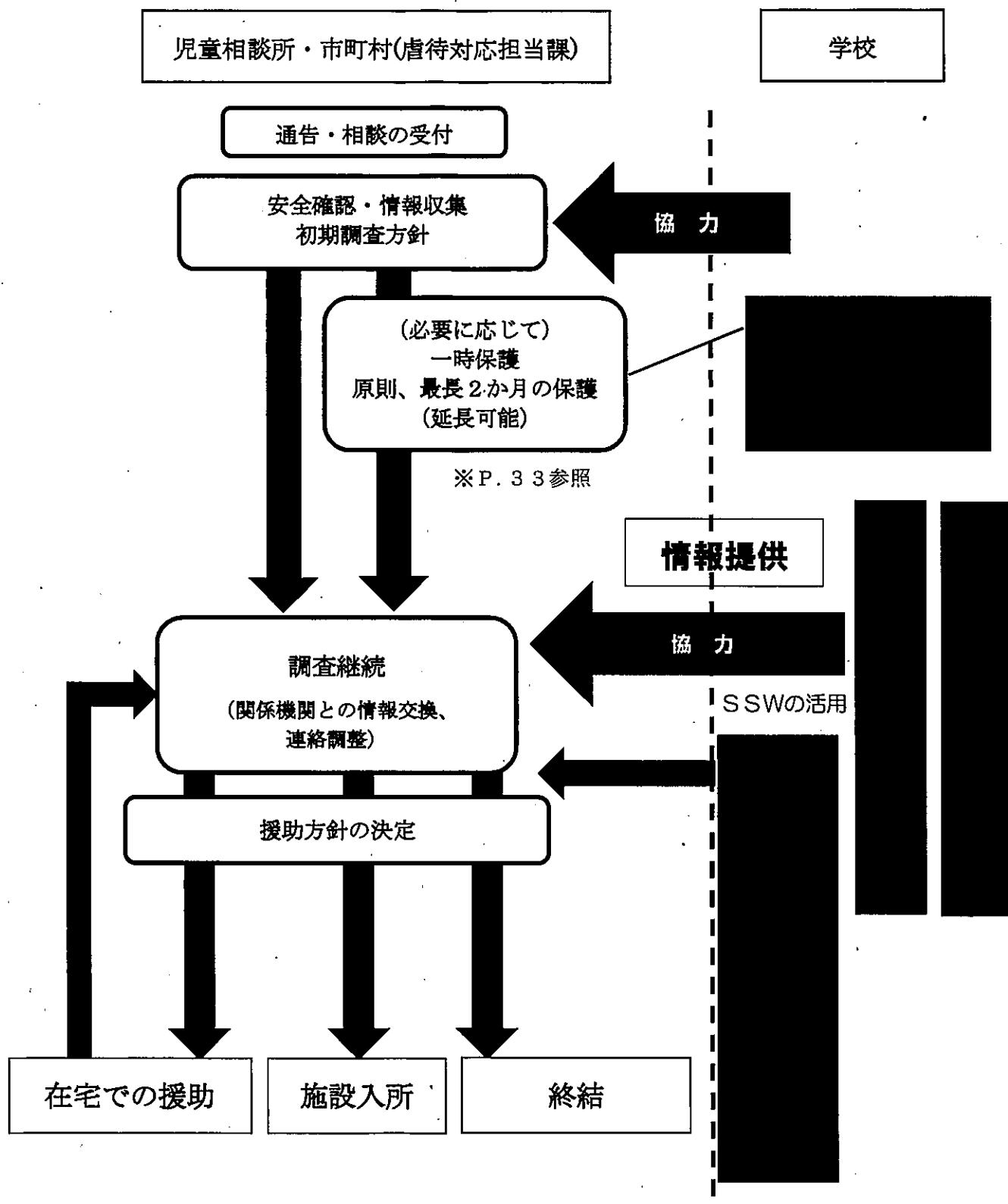
##### イ 調査

- 安全確認を実施し、緊急性が高いと判断した場合  
→児童相談所への送致を検討する。（市町村（虐待対応担当課））  
→一時保護を検討する。（児童相談所）
- 安全確認を実施し、家族や親族、信頼のおける機関の対応によって明確な安全が保たれている、もしくは緊急性が高くないと判断した場合  
→在宅での支援を検討する。（市町村（虐待対応担当課）、児童相談所）
- 調査は、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が作成している「虐待通告受付票」に設定されている項目について、通告者から聴き取った情報を補完する形で行われる。
- 調査は、緊急性の高さの判断と今後の支援のためのアセスメントができるように客観的な情報の収集が行われる。

##### ウ 受理会議

- 通告から緊急受理会議、調査（安全確認を含む）を経て開催される。
- 迅速な対応を行うために、調査終了後、速やかに当面の支援方針を決定する。
- 子どもの暮らしの安定に向けた当面の支援方針を決定する。

## 通告後の流れ

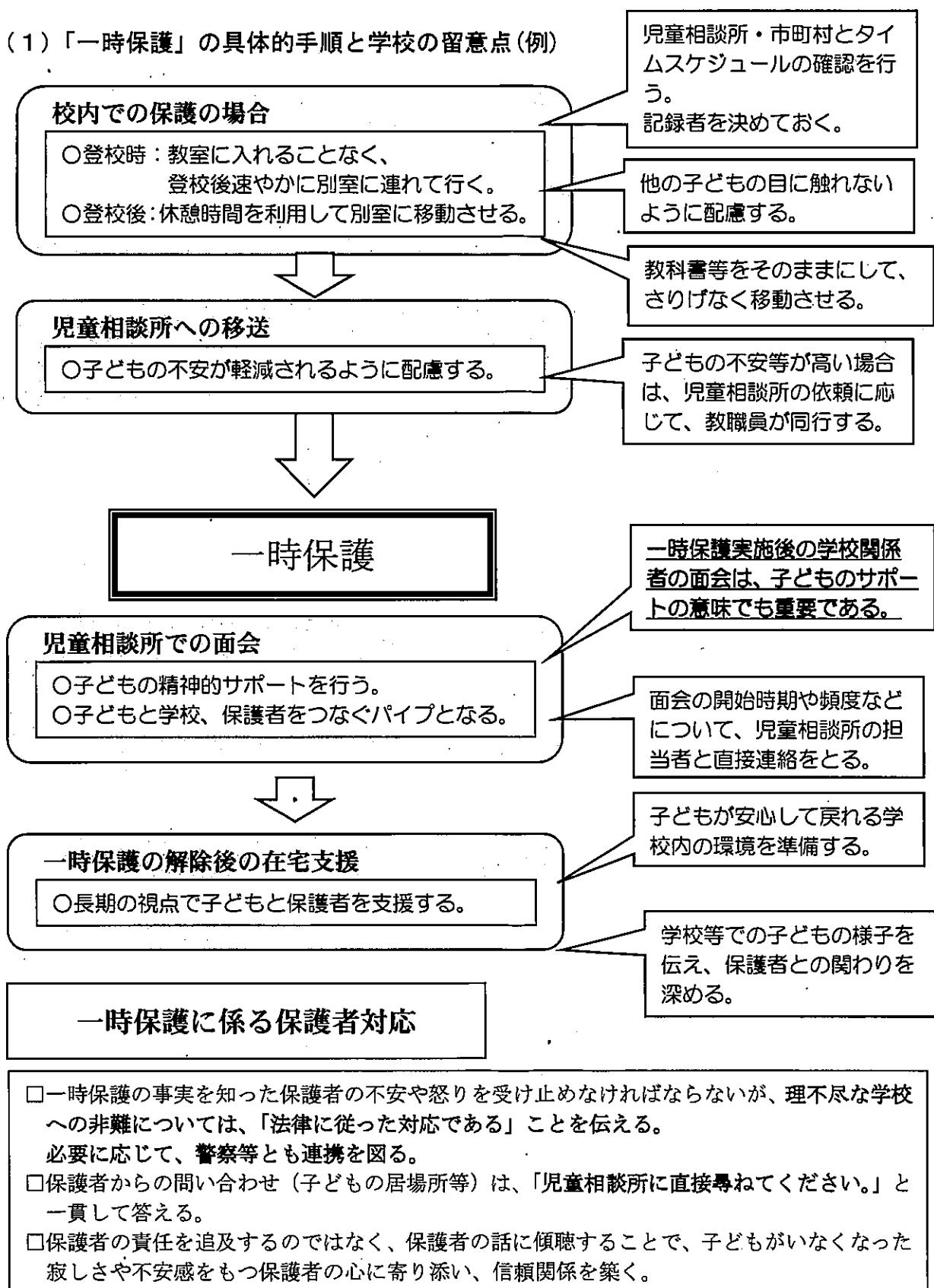


## 2 「一時保護」時の学校の対応

一時保護は、子どもの安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意志に反して行われることもあります。円滑な一時保護の実施のために、学校の協力は不可欠です。

保護の期間は、原則として2か月以内ですが、延長されることもあります。

### (1) 「一時保護」の具体的手順と学校の留意点(例)



## (2) 児童相談所や一時保護所等と学校との連携

### ①学校に通学できない場合

保護期間中は、児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応を行うことが求められます。

一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について、一定の要件を満たす場合に当該施設において相談・指導を受けた日数を校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

(平成27年7月31日 27文科初335号 文部科学省初等中等教育局長通知)

### ②一時保護所から通学する場合

保護者が子どもを連れ戻す恐れがないなど、一定の安全が確保される場合は、一時保護所から児童生徒が従来の学校に通学することもあります。一時保護されている間、子どもたちは今後どのような状況に置かれるのか不安になったり、心細くなったりしていることが多いので、適切に声掛け等を行う必要があります。児童生徒の様子で気になること等の情報交換を児童相談所と行います。

## 3 「在宅での支援」時、「一時保護」解除後の対応

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、児童相談所による一時保護がなされず、「在宅での支援」がとられることがあります。児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告があったケースの約9割がこの「在宅での支援」に当たると言われています。また、児童相談所による一時保護や施設入所の解除後も同様に「在宅での支援」がとられます。

### (1) 一時保護解除後の学校の対応

学校は、児童相談所からの情報を共有して共通理解を深めた上で、組織として見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります。

また、安心して学校環境に戻れるよう、クラスメートに対して事前に配慮を促しておくことも重要です。そして、一時保護解除後も児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、児童生徒の様子で不自然な点があれば、直ちに児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

### (2) 保護者の改善が見られない時の学校の対応

保護者が、児童相談所からの要請にもかかわらず、児童相談所への来所を怠ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になる場合があります。このような情報は、子どもにとって危険のサインと捉え、学校、教育委員会、児童相談所の間で子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくことが重要です。高校生に関しては、関係機関の連絡先を直接伝えておくことも有効です。

## 4 「施設入所」時の対応

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決めた場合、学校は当該施設や里親と連携するほか、施設等に近い学校への転校手続も必要となります。転校する場合は、学校間で必要な情報共有を行ってください。

基本的に保護者の同意を得て、児童養護施設等に入所または里親家庭に委託するようになりますが、保護者の意に反して施設入所・里親委託になることもあります。そのような場合の児童生徒や保護者への対応の方法については、児童相談所とよく相談してください。

また、里親家庭に委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、施設入所の場合とは異なる留意点や、通学を継続するに当たって配慮を要する事柄があります。児童相談所や委託を受けた里親とよく相談してください。

## 【2】教育委員会等設置者の役割

学校設置者は、学校と同様に虐待の早期発見の取組をすすめるとともに、虐待対応に当たって、以下のような役割を果たしていくことが求められます。

### 1 恒常的な取組

#### (1) 関係機関との連携の強化のための体制整備

虐待の予防及び早期発見、並びに虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等、必要な体制の整備に努めます。

また、教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進します。

さらに、虐待問題に関する法律問題について弁護士等の専門家にいつでも相談できるよう、体制を整えておきます。

#### (2) 研修の充実

学校の教職員が、虐待の防止・早期発見・早期対応等に寄与するとともに、虐待を受けた児童生徒等の自立の支援等について適切に対応できるようにするために、研修等必要な措置を講じます。教育委員会開催のものだけでなく、福祉部局等主催の研修も活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組む必要があります。

#### (3) 相談体制の充実、広報・啓発活動

虐待問題を含めて、子どもが悩みや不安をいつでも容易に相談できるよう、電話やSNS等による相談体制を充実するとともに、その連絡先について周知します。

また、虐待の防止に資するため、児童生徒の人権、虐待が児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めます。

- 【参考】
- 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310（なやみ言おう））  
<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
  - 厚生労働省「未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html)
  - 厚生労働省「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」  
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>
  - 法務省「子どもの人権SOSミニレター」  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00013.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html)

### 2 事案への対応

教育委員会は、学校から市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に対して虐待と疑われる事案の通告があった場合、事案のその後の経過について学校と共有しておくことが重要です。

特に学校だけで対応できない事案については、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所と連携して対応する必要があり、要保護児童対策地域協議会への参画や学校からの相談に対応することも重要な役割となります。

さらに、学校だけでなく教育委員会においても、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を絶対に保護者へ伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること、虐待対応に当たって学校や教育委員会が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です。

### 3 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す傾向があることが様々な実態調査や事例検証から明らかになっています。また、転居をしなくとも、現在の学校の対応への不満などから、保護者から区域外就学や域内での就学校の指定変更の申立てがされる場合も考えられます。

#### (1) 転校や転居の申し出や相談があった場合の情報共有

要保護児童対策地域協議会に進行台帳登録されている要保護児童の保護者から転校の申し出や相談があった場合、教育委員会においては、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報を共有し、対応を相談することが望まれます。

市町村（虐待対応担当課）や児童相談所においても、要保護児童やその家庭が転居した場合、児童相談所同士、あるいは市町村（虐待対応担当課）同士で専門的な立場から引継ぎ（ケース移管）がなされ、転居後は転居先の関係機関によって必要な支援がなされることになっています。

しかしながら、実際には、児童相談所等の間での引継ぎが不十分であったことから、家族との関わりが希薄となり、個々の適切な援助がなされず、虐待が再発して死亡等の重大な事態に至ってしまった事例が少なくありません。

したがって、要保護児童が転居先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要となります。転出元・進学元の学校は、転入先・進学先の学校に対して指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確實に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて必要な情報を適切に伝えることが重要です。教育委員会は、その点を十分理解の上、助言・指導を行います。（※DVが絡む事案については、第3章【7】「児童虐待Q&A」（P.44、45）も参照）

#### (2) 学校間の文書の提供について

保護者が、本人や保護者の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供していると主張する事案も報告されています。しかし、虐待に関する個人情報は、虐待を防止し、児童生徒等の生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、子ども本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教員が抱え込みず、必ず管理職や養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等に共有するとともに、市町村（虐待対応担当課）や新たに管轄することになる児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要です。

（「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」

2 (5) 学校等の間の情報共有について R 1.7.19)

<参考> 市町の間の児童相談所間の情報共有（新児童虐待防止法第4条6項基準）

移転元の児童相談所長は、児童虐待を行った保護者に必要な支援を切れ目なく行うため、移転先の児童相談所長に対し、速やかに必要な情報の共有を行う。情報提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかな連携を図れるように必要な措置を講ずるものとする。

## 【3】児童虐待に係る機関連携

### 1 機関連携が必要な現状

- ・学校現場で家族のこと、家庭の状況を知ることが困難（生活、環境、家族構成など）
- ・家庭訪問の限界
- ・子ども対応、保護者対応の限界  
発達に課題がある児童生徒、保護者対応に苦慮するケースの増加
- ・医療機関が関わるケースの増加  
反面、医療機関を拒否する保護者対応への困難さが増加
- ・子ども中心の生活でない家庭の増加

### 2 要保護児童対策地域協議会への参画

「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法の規定に基づいて、要保護・要支援児童等（以下説明）の早期発見や適切な保護、またその保護者等を支援するために、市町村の実態に応じて福祉、教育、保健、医療、警察、児童委員等の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するために設置されます。鳥取県では全ての市町村に設置されており、専門性を生かした多面的な協議が行われます。

#### 要保護児童対策地域協議会の対象者（児童福祉法第6条の3）

- 要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。  
虐待を受けた児童に限らず、非行児童なども含まれる。）
- 要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と思われる児童）
- 特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）

○要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員をして市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（児童福祉法第25条）

○病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。（児童福祉法第21条の10の5）

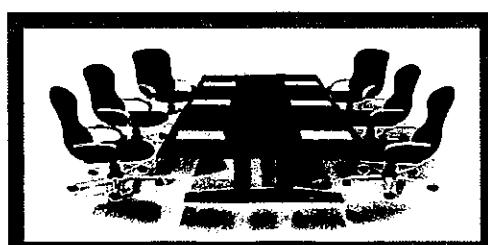
市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が通告を受けた後や一時保護の解除後などに、継続して子どもや家庭に関わっていく必要がある場合、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該家庭や子どもの状況や課題について、定期的な会議を通じて関係者で共有されます。この台帳に登録された児童生徒の在籍する学校関係者は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議への参加が求められることがあり、その際、学校関係者は学校での児童生徒の様子を説明することとなります。

なお、要保護児童対策地域協議会の構成員には守秘義務が課せられていることから、学校が提供した情報や提供した事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません。

市町村児童福祉担当部局

#### 要保護児童対策地域協議会の構成員（例）

学校



幼稚園・保育所・認定こども園

民生・児童委員

医療機関

児童相談所

福祉事務所

市町村教育委員会

弁護士

警察

市町村虐待対応担当課

### 3 関係機関の概要と虐待対応に関する役割

関係機関名	役 割
児童相談所	児童虐待通告や学校等からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行います。
市町村児童相談窓口 (虐待対応窓口)	児童福祉法の改正により、児童家庭相談に応じること、虐待をはじめとする子どもの問題の通告先になることが市町村の業務として規定されています。 また市町村に設置する「要保護児童対策地域協議会」の調整機関となります。
要保護児童対策地域協議会 (要対協)	児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会であり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造となっています。  【代表者会議】 要対協の構成員の代表者による会議で、年1～2回程度開催しています。 【実務者会議】 実際に活動する実務者で構成し、定期的に開催しています。 【個別ケース検討会議】 個別の子どもに直接関わる教職員や今後関わる可能性がある関係機関等が、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催します。 ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認 ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ④ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
民生・児童委員	地域住民の一員として、虐待をはじめ課題を抱えた家庭に、自らの気づき、あるいは地域住民からの情報を得て、市町村や児童相談所、地元の学校などに情報を提供し、連携して虐待の予防や支援を行います。
保健所 保健センター	母親学級や乳幼児健康診断や家庭訪問等の母子保健活動を通して、乳幼児の発育や発達状況、養育環境等について把握しやすい状況にあり、養育支援が必要な家庭に対しては、育児の技術的な支援を行うなどの虐待の発生予防を中心とした支援を行っています。また、保護者の心身の健康問題についても把握し、精神保健福祉面の援助も行っています。
医療機関	医療機関での受診や校医による検診時に子どものケガの状態が不自然であったり、虐待が疑われる場合は、児童相談所に通告しますが、著しい身体的暴力があるときは、医療機関から直接警察に連絡し対応することもあります。 また、子どものケガ等について疑わしい場合には、児童相談所が医学的な所見を求める場合もあります。
警察	児童相談所の立入調査や家庭・学校現場で子どもの一時保護等を行う場合、児童相談所等だけでは、保護者等から抵抗を受けるおそれがあり職員への加害行為も予測される場合は、児童虐待防止法第10条に基づき、児童相談所長の依頼により援助を行います。
配偶者暴力相談 支援センター	DV（配偶者間暴力）に関する相談に応じています。
福祉事務所等、 その他の機関	精神保健福祉センターは思春期の精神保健に関する相談や治療、エール（発達障がい者支援センター）は発達障がいに関する様々な相談や支援、障がい者福祉相談所は療育手帳に関することなどの障がいに関する相談に応じます。

## 【4】様々な虐待への特別な対応

### 1 性的虐待の理解と対応

性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要です。養護教諭をはじめとする教職員にあっては、予め以下のような性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

#### (1) 性的虐待の特徴

①外見的な証拠が見つけにくく、子どもも否認することが多く、発見が非常に難しい

幼児や小学校低学年では、子どもの性に関わりのある言動によって発見されることが多く、中学生・高校生では、信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多いようです。

②精神症状や問題行動が多発するため対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳頃から認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が高くなるほど、対応が困難になることが多いです。

#### (2) 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障がい（P T S D）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者の関係性（親密さ）、子どもを守れる保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどが挙げられます。

①身体的な影響

・妊娠、性感染症、性器周辺の外傷などの身体的な症状が見られることがあります。

②心理的な影響

・自己肯定感の低下（自分が汚い、自分が悪いと思う 等）

・親密な人間関係を築くことが困難（異性に対して恐怖心を抱く 等）

・性的な問題を引き起こしやすい（性に関する問題行動 等）

・適切な感情表現ができない

・心理的な問題が背景にある身体症状や疾患等の問題が引き起こされることが多い

#### (3) 性的虐待への対応の留意点

性的虐待が疑われたり、情報がもたらされたりした場合は、直ちに管理職と共有し、情報の収集や確認を行うより前に、児童相談所に通告することが重要です。

児童相談所から児童生徒への対応の留意点等を確認してください。

※性的虐待の疑いのある事案は、子どもへの二次被害の防止や事実関係の聴き取りに高度な専門性が求められるため、学校等で詳細な事実関係の聴き取りを行うことなく、速やかに児童相談所に通告を行ってください。



## 2 DV家庭における子どもへの対応

児童虐待防止法第2条4項では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと」を虐待と定義しています。特に、DVから逃れた後に、子どもに様々な症状や問題行動が表れたり、DV加害者から子どもの分離が必要なケースもあったりするため、児童相談所をはじめ関係機関は、連携して子どもの心のケアや親子関係の再構築に関わっていくことが求められています。

また、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、要対協の活用などにより、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の連携協力をさらに強化し、適切に対処することが求められています。

### (1) DV被害者の子どもを受け入れた場合の対応のポイント

「学校・幼稚園におけるDV対応マニュアル（P.3～P.4）」（平成17年11月 烏取県教育委員会）を参考にしてください。

- 保護者（DV被害者）と対応する場合
- 保護者と確認しておくこと
- 受け入れた子どもとかかわる場合
- 日常的に配慮しておくこと
- 外部からの問い合わせがあった場合
- DV加害者が校（園）舎内に入って子どもを探そうとした場合
- 外部機関と対応する場合
- マスコミの取材を受けた場合
- 職員のDVに対する共通理解

### (2) 保護命令が出ているDV加害者による追跡が起きた場合の対応例

「〇〇という子どもはいないか?」「〇〇という子どもがいると思うが!」「自分の子どもを呼んでくれないか。」といった申し入れには、「プライバシーに関するお尋ねに対しては回答しないことになります。」などの旨を伝え、その後退去を求めます。暴言や威嚇があった場合には、以下のように対応します。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ●教職員へ緊急連絡    | ●暴言威嚇行為の防止と退去の説得    |
| ●当該児童生徒の安全確保 | ●110番通報（警察による保護・逮捕） |



- |                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| ○保護者への連絡                         | ○教育委員会へ連絡 |
| ○保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター）へ連絡 |           |
| ○兄弟姉妹の通う幼稚園・保育所・学校へ連絡            |           |



今後の対応検討（当該児童生徒の心のケア等）
-----------------------

# 【5】学校における保護者からの要求への対応

教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる児童生徒等について通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであっても漏らしてはいけないこととなっています。

保護者が、児童虐待通告後、学校・教職員に何らかの要求をしてくることがあります。そのような場合には、学校は組織として対応することが不可欠です。組織で保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所にも情報を共有しておくことが重要になります。

## 1 一時保護時における保護者からの問い合わせや要求への対応

子どもを一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者から学校に対して、問い合わせや要求があることも考えられます。そのような場合「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。

## 2 威圧的、拒絶的な態度をとる保護者への対応

児童虐待防止法第14条2項において、虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、親権者であることを理由に免責されるものではないとしており、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校は子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の職員で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会は速やかに市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

※「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」

(平成31年2月28日 文部科学省初等中等教育局長等通知)

なお通告したことについて、「児童虐待防止法の趣旨に基づく通告はそれが誤りであったとしても、基本的に刑事上、民事上の責任は問われることはない」ことを踏まえ、毅然とした対応が重要です。

警察への通報に際しては、事案の概要（威圧的な要求等が予想される理由・経緯等）、当該保護者に関連する通告の内容及び児童相談所等における対応状況等を明確に伝えるようにしてください。また、その後の対応についても警察及び児童相談所等と緊密に協議してください。

## 3 不満から子どもを学校等に通学（園）させない場合の対応

学校や教育委員会設置者に対して保護者が不満を持った結果、子どもを学校等に通学（園）させないという事案も発生しています。学齢児童生徒であれば、このような場合は就学義務違反に当たる可能性が高いことから、小学校・中学校・義務教育学校等の校長は学校教育法施行令第20条に基づき、市町村の教育委員会に適切に通知するとともに、教育委員会は学校教育法施行令第21条に基づく出席の督促などを適正に行うことが必要です。

## 4 保護者から通告元情報に関する要求があった場合の対応

学校等及びその設置者において、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する情報の要求があった場合は、情報元を絶対に保護者へ伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。

# 【6】守秘義務と連携における個人情報保護について

## 1 個人情報保護について適用される法令

### (1) 地方自治体の個人情報保護条例

市町村及び都道府県の行政機関に適用されるのは、各自治体の個人情報保護条例です。

個人情報保護条例においては、

- ①原則として、本人の同意がない場合の個人情報の収集、目的外利用及び第三者提供が禁止されています。
- ②例外として、(各自治体によって内容は異なるが)「法令等(※)の定めがあるとき」・「生命、身体または財産の保護のため緊急の必要性があるとき」等には、本人の同意がなくとも、個人情報の収集、目的外利用・第三者提供等が認められています。

### (2) 個人情報保護法

行政機関以外の民間機関については、個人情報保護法が適用されます。

## 2 個人情報保護条例が定める基本的ルール

### (1) 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することで、それにより特定の個人を識別することができるものも含む)をいいます。

### (2) 個人情報の収集の制限

個人情報を収集するときは、本人から収集しなければなりません。ただし、次に該当する場合は、この限りでありません。

- ①本人の同意があるとき
- ②法令等(※)の定めがあるとき、及び調査権限があるとき
- ③出版、報道等により公にされているとき
- ④個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ⑤公益上必要であると認められる場合であって、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴いたとき

### (3) 個人情報の開示請求等

#### ①原則として、何人も個人情報の開示を請求できる。

→ただし、開示請求・訂正要求等に関する手続きが決まっており、学校現場等に対する直接の開示請求権や訂正要求権が法的に認められているものではありません。

#### ②保護者は、本人に代わって、開示請求をすることができます。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反すると認められるときはこの限りではありません。

#### ③例外的に開示してはならない個人情報

開示請求した者以外の第三者に関する個人情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められるもの、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むものは、例外的に開示してはなりません。

※参考法令(例示)

地方税法、結核予防法、生活保護法(鳥取県個人情報保護条例の趣旨、解釈および運用より)

### 3 学校における虐待に関する個人の記録の提供

学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に取り扱われることになります。当該記録について、保護者が本人（子ども）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子ども（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子ども（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って非開示とすることについて検討する必要があります。

必要に応じて弁護士に相談しましょう。

### 4 児童相談所や市町村（虐待対応担当課）への情報の提供

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たりません（児童虐待防止法第6条3項）。

また学校が、市町村や児童相談所から児童生徒等や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、提供することができるとされています（児童虐待防止法第13条の4）が、これも守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解されます。

### 5 要保護児童対策地域協議会への情報の提供

学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は、児童福祉法第25条の3の規定により、守秘義務違反には当たらないと解されます。

### 6 虐待に係る通告元に関する情報の取り扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には、子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、児童虐待防止法第7条において、通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

つまり、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととなっており、学校や教職員が通告者であることも、基本的に保護者に知られないことになっています。